

静岡産業大学産業研究所規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学の経営学部及び情報学部（以下「各学部」という。）に静岡産業大学産業研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目 的)

第2条 研究所は、職業研究及び企業研究等のテーマに基づく研究を実施するとともに、就職の指導・支援の充実を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 産業研究所は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所 長
- (2) 研究生
- (3) 各学部就職支援課長

2 所長は、学部長をもってこれに充てる。

3 所長は、研究所の運営を統括し、研究所を代表する。

4 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第4条 研究所の円滑な運営を図るため、産業研究所運営委員会を置く。

2 委員会は、所長及び大学事務局就職支援課職員をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、所長をもってこれに充てる。

4 委員会に委員長職務代行者を置き、大学事務局就職支援課長をもってこれに充てる。

5 委員長職務代行者は、委員長が定めた権限内で職務を代行する。

(庶 務)

第5条 研究所に関する庶務は、大学事務局就職支援課が行う。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、各学部教授会及び大学協議会の議決を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営その他必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。